

1 売買取引の方法

- (1) 卸売業者は、売買取引の方法が、せり売又は入札による方法による場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。
- (2) 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。
- (3) 卸売業者は、(2)の場合にかかわらず、次に掲げる場合に市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
 - ① 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - ② 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- (4) 市長は、(2)の売買取引の方法において割合を設定又は変更しようとするときは、高知市中央卸売市場運営委員会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
- (5) 卸売業者は、(2)の売買取引の方法について、販売方法を設定又は変更しようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

2 市場における売買取引の支払期日・支払方法

- (1) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に消費税等の率を乗じて得た額（当該委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に消費税等の率を乗じて得た額）、控除すべき委託手数料（卸売業者が卸売のための販売の引受についてその委託者から收受する手数料）及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに売買仕切金を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。
- (2) 卸売業者は、出荷者等から卸売のために買い付けた物品の引渡しを受けると同時に（出荷者等があらかじめ卸売業者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い付けた物品の代金（買い付けた額に消費税等の率を乗じて得た額を加えた額とする。）を支払わなければならない。
- (3) 卸売業者から物品を買い受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ卸売業者から物品を買い受けた者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税等の率を乗じて得た額を加えた額とする。）を支払わなければならない。
- (4) 卸売業者以外の者から物品を買い受けた仲卸業者は、その物品を売り出した者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（その物品を売り出した者があらかじめ仲卸業者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税等の率を乗じて得た額を加えた額とする。）を支払わなければならない。
- (5) 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（物品を買い受けた者があらかじめ仲卸業者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）支払うよう努めなければならない。
- (6) (1)から(5)における売買取引による買受代金の支払方法については、送金又は現金によるものとする。ただし、(1)から(5)における売買取引の当事者間で、支払方法について特約がある場合はその方法によるものとする。